

## 三重県H I V曝露事象後の感染防止体制整備要領

三重県医療保健部感染症対策課

### (目的)

第1条 この要領は、県内の医療機関において、H I V曝露事象が発生した場合に備え、エイズ治療拠点病院（以下「拠点病院」という。）等の協力を得て抗H I V薬の配備及び相談応需体制を整備し、もって医療従事者のH I V感染防止を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 この要領において、「H I V曝露事象」とは、H I V抗体陽性又はH I V抗体陽性が強く疑われる患者の血液・体液による以下の曝露事象をいう。

- ・ 針刺し切創
- ・ 鋭利物による受傷
- ・ 正常でない皮膚あるいは粘膜への曝露

2 この要領において、「被曝露者」とは、県内の医療機関に勤務する医療従事者であって、前項の規定による曝露を受けた者とする。

### (医療機関における感染防止体制の整備)

第3条 県医療保健部感染症対策課（以下「県」という。）は、各医療機関に対し、医療従事者がH I Vに感染する恐れが生じた場合に備えた手順書の作成や、各医療機関における感染防止体制を整備するよう促すとともに、必要な情報提供を行う。

### (抗H I V薬の予防服用)

第4条 抗H I V薬の予防服用は、第3条の規定による手順書等に基づき、被曝露者が最終的に判断する。

2 予防服用開始後は、エイズ治療拠点病院等の医師の助言を受けて、被曝露者が継続服用の要否を判断する。

### (拠点病院における相談応需体制等の整備)

第5条 県は、次の拠点病院の協力を得て、H I V曝露事象に係る相談応需体制等を整備する。

- ・ 三重大学医学部附属病院

- ・ 三重県立総合医療センター
  - ・ 三重中央医療センター
  - ・ 伊勢赤十字病院
- 2 曝露事象発生医療機関及び被曝露者は、事前に拠点病院に連絡を取り、拠点病院を受診する。

(協力医療機関における抗H I V薬の配備体制の整備)

第6条 県は、拠点病院の地理的条件等により、短時間で抗H I V薬の提供を受けられないと考えられる地域に対応するため、次の医療機関（以下「協力医療機関」という。）の協力を得て、抗H I V薬の配備体制を整備する。

- ・ 岡波総合病院
  - ・ 尾鷲総合病院
  - ・ 紀南病院
- 2 曝露事象発生医療機関及び被曝露者は、事前に協力医療機関に連絡を取り、抗H I V薬予防服用同意書（様式1）を添えて、協力医療機関から抗H I V薬の提供を受ける。

(窓口の報告)

第7条 拠点病院及び協力医療機関は、感染防止体制の整備に係る窓口の連絡先について定め、H I V曝露事象に関する相談応需体制等に係る窓口報告書（様式2）により県へ報告する。また、報告した内容に変更が生じた場合においても同様とする。

- 2 県は、拠点病院及び協力医療機関の連絡先一覧等を作成し、関係団体に周知するとともに、県ホームページ等に情報を公開する。

(抗H I V薬の選定及び配備)

第8条 配備する抗H I V薬の選定は、県及び拠点病院等の医師、看護師、薬剤師等が協議し、選定時点において最も適切と判断される薬剤とする。

- 2 県は、前項の規定に基づき選定された薬剤について、予算の範囲内で調達し、協力医療機関に配備する。

(協力医療機関における抗H I V薬の保管管理等)

第9条 協力医療機関における抗H I V薬の保管管理者（以下、「管理者」という。）は、協力医療機関の薬剤師等とする。

- 2 管理者は、専門的知見に基づき、薬局等の管理に適した場所において、配備された抗H I V薬を適正に保管・管理するとともに、抗H I V薬受払簿（様式

- 3) に記録して、最終の記録の日から3年間保存する。抗H I V薬の使用期限が切れた場合は、適切に廃棄する。
- 3 管理者は、抗H I V薬が使用された場合には、抗H I V薬使用報告書（様式4）を県へ提出する。このとき、県は必要に応じて追加配備を行うものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、県及び拠点病院等の医師、看護師、薬剤師等がその都度協議し、県が決定する。

附則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。（課名変更）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。（配備薬変更）